

都市復興の理念、目標及び基本方針（案）

都は、首都直下地震等の被災時における迅速で計画的な都市復興に向け、あらかじめ都民と行政が震災復興時の都市づくりのあり方を共有しておくため、平成13年度に「震災復興グランドデザイン」を策定し、その中で「復興時の理念、目標及び基本方針」を示した。

その後、全国各地で発生した大災害の教訓等を考慮するとともに、学識経験者の御意見も伺いながら、改めて「都市復興の理念、目標及び基本方針」を作成した。この内容については、今後、都市計画区域マスタープランの改定に反映することで、実効性を持たせていく。

1. 都市復興の理念

世界有数の大都市圏である首都圏とその中核となる首都東京が、今後も都市としての繁栄を続けるとともに、あらゆる人が活躍・挑戦でき、豊かで安定・充実した生活ができるよう、迅速かつ計画的な復興に取り組まなければならない。

そこで、次の都市を目指すことを理念として、復興を図る。

（1）安全でゆとりある都市

被災地域を中心として、耐震性等を有する建築物の整備促進や、道路、河川などの整備はもとより、地域のコミュニティを育み、災害発生時には防災活動拠点にもなる公園等のオープンスペースの確保や有効活用により、二度と被災を繰り返さない、安全でゆとりある都市を目指す。

（2）世界中の人から選択される都市

東京の復興に当たっては、強靱なインフラストックなどを最大限活用

して、「安全でゆとりある都市」に高度な都市機能を集積し、更にそれを伸ばし、グローバルな人・モノ・情報の活発な交流を促進する。これにより、新たな価値を生み続ける活動の舞台としての東京のブランド力をより一層高めることで、世界中の人から選択される都市を目指す。

(3) 持続的な発展を遂げる都市

東京の復興に当たっては、最先端技術も活用しながら、長期的な観点から、環境への配慮 (Environment)、社会への貢献 (Social)、都市のマネジメント (Governance)、いわゆる「E S G」の概念を取り入れて都市づくりを進める。あわせて、みどりを守り、まちを守り、人を守るとともに、東京ならではの価値を高める。これらにより、持続的な発展を遂げる都市・東京を目指す。

(4) 共助、連携の都市

都市の復興を通じ、被災者一人一人が助け合い、コミュニティの結束力を高めることで地域の復興を進め、それが都市全体の復興に結びついていく構図をつくりあげていく。すなわち、私・共 (コミュニティ)・公の連携が何よりも重要となる。

また、国、区市町村、近隣縣市とも連携して、東京圏全体を視野に入れた復興を進めていく。

2. 都市復興の目標

「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」

都市復興の理念を踏まえて目指す目標である。

これは、都市復興後、再び東京が地震等の自然災害に襲われたとしても、被害を限りなく低減でき、合せて、高度に成熟し、世界中の人から選択される都市を目指す決意を示すものである。

3. 都市復興の基本方針

都市復興に当たっては、地震、火災、津波、風水害、土砂災害や火山などの自然災害の発生時において、首都東京の都市機能を維持し、行政や経済活動を始めとした社会全体の動きを止めることなく、以下の基本方針の下、東京を更に強靱化していく。

(1) 都市復興の対象地域

都市復興は、被災からの再生を第1の目的とすることから、基本的には被災した地域を主な対象地域とする。

しかし、被災の程度が低い場合でも、被災をきっかけに新たな都市づくりを目指す場合もある。また、被害の発生が全くない地域においても近隣で行われる復興事業との関連において、まちづくりの検討が必要となる場合も生じる。さらに、広域ネットワークとしての整備が必要となる都市施設や、無秩序な市街化の防止等、広域的な観点からの都市づくりの検討も必要である。こうしたことから、首都圏を対象とした都市づくりのあり方も視野に入れていく。

(2) 都市復興に関する方針

① 「都市づくりのグランドデザイン」の都市像の実現

都は、平成29年9月に、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した「都市づくりのグランドデザイン」を策定した。平常時はもとより、被災時の都市復興に当たっても、「都市づくりのグランドデザイン」で示した都市像や、東京都の各都市計画区域マスタープラン（以下「区域マス」という。）※の実現に取り組んでいく。その際には、「都市づくりのグランドデザイン」で示した人口等の将来見通しや土地利用の方針を踏まえるものとする。

※現在、「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえ改正を検討中

② 計画の柔軟な見直しによる都市の更なる強靱化

近年、国内では、津波、豪雨や地震などの自然災害により、建物倒壊や浸水被害など甚大な被害が発生している。また、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成24年9月東京防災会議）」では、木造住宅密集地域で、火災の発生による焼失などで大きな被害が生じることも想定されている。そのため、都では、首都直下地震や大規模水害など、甚大な被害をもたらす災害に的確に対応できる様々な防災都市づくりに長期的かつ計画的に取り組んでいる。

一方、今後の災害の状況によっては、被災後の都市復興で、区域マス等を実現するだけでは同程度の被害を受ける恐れがある。この場合においては、「都市づくりのグランドデザイン」で示した都市像を目指しつつ、必要に応じ、人口等の将来見通しや土地利用の方針の見直しも視野に入れて検討を行い、区域マス等を改正する。その検討に当たっては、例えば単独で発生する水害はもとより、地震に台風が重なって浸水被害が発生するような複合災害など、当該地域で想定される様々な自然災害への対応も検討し、更なる強靱化を目指す。

③関連計画の調整・融合による円滑な都市復興の実現

特に、首都直下地震等の震災時には、都は、区市町村が区市町村マスタープランを基に作成する「区市町村都市復興基本計画」※や、個別地域で計画される「地域別復興まちづくり計画」※との調整・融合を図りながら、区域マスを基に、「東京都都市復興基本計画」※を作成・公表し、必要に応じて区域マスの改正にも反映する。

なお、これらの計画は、円滑な都市復興を進めるため、社会経済情勢の変化やその事業実施の進捗状況等を踏まえながら、適宜、見直しの検討を行う。

※「東京都震災復興マニュアル」において作成することとされている計画

(3)「他分野の復興」との連携

①「住宅の復興」との連携

近年の大規模災害からの復興においては、早期に住民の生活の安定確保を図るため、復興住宅政策の果たす役割は大きいものとなってい

る。このため、都市復興に当たっては、被災後の住宅の供給・復興との連携、調整を図りながら進めていく。

②「産業の復興」との連携

被災後、早期に住民の生活の安定確保を図るために、また、世界中の人から選択される都市を実現するためにも産業を迅速に復旧・復興することが求められる。このため、都市復興に当たっては、被災後の産業復興との連携、調整を図りながら、進めていく。

(4) 多様な主体の連携による都市復興

近年の大災害の教訓から、首都直下地震などの大規模な被害を受けた首都東京の一日も早い都市復興には、国や都県・区市町村などの自治体はもちろん、被災者・被災企業を始め、NPO、ボランティア、専門家、企業、近隣縣市などの幅広い関係者が連携し、心を一つに総力を結集して取り組んでいく必要がある。

また、多様な被災者・被災企業の意向等に応えるとともに、都民・企業などによる復旧・復興の取組を促進するため、復興都市づくりに係る様々な都市計画諸制度等を効果的に活用する。

(5) 都市復興の期間

都市復興に当たっては、早期の本格的な生活再建を図るとともに、首都東京の国際競争力を維持・発展させていくことが必要である。

このため、都市復興の諸事業をできるだけ短期間に実現することを基本とする。

しかし、被災区域が相当に広範囲にわたることによる膨大な事業量や、抜本的な取組の必要性が生じた場合、事業によっては中長期にわたらざるを得ないこともあり得る。

そこで、生活再建や経済再生に係わる復興事業を中心に、できるだけ短期間（概ね5～10年）で都市復興を達成することを目指す。

一方、将来に備える幹線道路等、中・長期的な取組を必要とする計画についても着実に推進していく。